

質問 入籍届とは。

回答

子が出生によって父母又は母の戸籍に入ることや婚姻、養子縁組等の身分行為によって一つの戸籍から出て他の戸籍に入ることを一般に「入籍」と言いますが、戸籍の届出における「入籍届」とは子が父又は母と氏を異にする場合に父又は母の氏を称してその戸籍に入ることを言い、次のような場合があります。

1. 父又は母と氏を異にする子が、父又は母の氏を称しようとする場合。
(家庭裁判所の許可が必要)
2. 父又は母が氏を改めたことにより父母と氏を異にする子が、婚姻中の父母の氏を称しようとする場合。
3. 上記 1. 又は 2. によって父もしくは母又は父母の戸籍に入籍した子が、成年に達したときから 1 年以内に従前の氏に復しようとする場合。
4. 上記のほかに、先例上特に認められた場合。

➤ 入籍届を出したい（離婚によって父又は母と戸籍が異なることとなった子が、父又は母と同じ戸籍へ入籍するために入籍届を出したい）のですが

家庭裁判所において「子の氏を父又は母の氏に変更する」旨の許可を得たうえで、氏の変更許可の審判書の謄本を添えて入籍届をする必要があります。審判の手続きについては家庭裁判所にお尋ねください。

なお、父又は母がすでに死亡しているときは、家庭裁判所においてその父又は母の氏への変更許可の審判をしても入籍は認められません、家庭裁判所の許可を得た後に父又は母が死亡した場合も同様です。

➤ 入籍届を出したい（離婚によって父又は母と戸籍が異なることとなった子が、父又は母と同じ戸籍へ入籍するために入籍届を出したい）のですが、誰が届出なければなりませんか

入籍する者。その者が 15 歳未満のときはその法定代理人。

➤ 入籍届を出したい（離婚によって父又は母と戸籍が異なることとなった子が、父又は母と同じ戸籍へ入籍するために入籍届を出したい）のですが、何が必要ですか

- ◆ 届書 1 通
- ◆ 印鑑
- ◆ 氏変更許可の審判書の謄本

(注意) 令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

(注意) 令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。